

定住促進 助成事業

「とおかまち」を選んで
移住する世帯
を応援します

新潟県 十日町市



①十日町市に「移り住む」を応援

夫婦 又は
ひとり親世帯で
転入されたご家族



基本額
10万円

家族のカタチに合わせて、上乗せ助成

若いご夫婦

子育て世帯

三世代同居



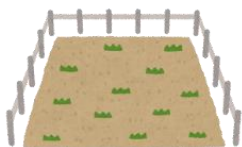
+ 10万円

+ 10万円

+ 10万円

②さらに、十日町市に「住み継ぐ」を支援

転入日から2年以内に



市が販売する
住宅用地の取得

最大
100万円

転入日から3年以内に

住宅用地の購入後、
1年以内に



新築・住宅
の取得

最大
60万円

(注意) ②の支援は、①の助成対象となる世帯のみ申請可能です。②の支援のみを受けることはできませんので、ご注意ください。

詳しくは、裏面をご覧ください (*内容は平成29年12月25日現在のものです)

【お問合せ先・担当課】 十日町市役所 総務部 企画政策課 移住定住推進係
☎ 025-755-5137 (直通) ✉ t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

① 十日町市に「移り住む」を応援

基礎 助成

基本助成

10 万円

助成対象世帯に
「ひとり親世帯」を追加

- ①平成26年1月1日以降、夫婦またはひとり親世帯で転入した世帯であること
- ②転入世帯の親（夫婦の場合はどちらか）が55歳以下である世帯
- ③申請時に1年以上継続して十日町市に居住しており、今後も継続して5年以上の居住が確実であること
- ④転入世帯の親（夫婦の場合はどちらか）が市内で就業していること（ただし、下記「住宅支援」に該当する場合、本要件は不要）
- ⑤同居世帯全員に市税又は転入前の住所地の市区町村税の滞納がないこと

（注意）転入日から4年以内が申請期限となりますので、ご注意ください。

加算 助成

若年世帯加算

+10 万円

夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯*1

子育て世帯加算

+10 万円

市内在住の18歳以下の子どもを2人以上扶養する世帯

三世帯同居加算

+10 万円

転入後に三世帯同居*2となる世帯

*1 「若年世帯加算」のみ、ひとり親世帯は該当なりません。

*2 申請時に3か月以上の同居期間があり、住民票上ひとつの世帯である同居世帯に限ります。

② 十日町市に「住み継ぐ」を支援

住宅などの取得
期限を延長

住宅用地取得

上限 100 万円

転入後2年以内に市が販売する住宅用地を取得し、かつ購入後1年以内に住宅を建設した場合

住宅取得

上限 60 万円

転入後3年以内に自らが居住する住宅を取得した場合、
【新築住宅】40万円*市内業者施工の場合、20万円加算
【中古住宅】20万円 改修費用含む

*住宅用地及び住宅については、その取得経費に10%を乗じて得た額と上限額のいずれか少ない額が補助金額となります

申請方法・手続

補助申請には「1年以上十日町市に居住している」必要があります（上記要件③）

必要書類一覧	基礎助成 + 加算助成	住宅用地の取得	住宅の取得
交付申請書	○	-	-
別紙1 補助金申請額計算書	○	-	-
別紙2 定住確約書	○	-	-
世帯全員の住民票(写し)	○	-	-
戸籍附票謄本(転居履歴が記載されたもの)	○	-	-
納税証明書・非課税証明書	○	-	-
その他	・勤務証明書 【子育て加算のみ】 ・子の保険証(写)	・土地購入契約書(写) ・土地登記事項証明 ・土地更正図	・工事請負契約書(写)等 ・家屋登記事項証明等 ・住宅全景写真 他

【事業の詳細を知りたい・申請様式をダウンロードしたい人は、こちらから】

http://www.city.tokamachi.lg.jp/kurashi_tetuduki/A028/A030/1454068632107.html

